

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

博多海運株式會社定款

第壹章 總 則

第壹條 當會社ハ博多海運株式會社ト稱シ本店ヲ福岡市ニ置キ必要ニ應ジ取締役會ノ決議ヲ以テ支店又ハ出張所ヲ置クコトアルベシ

第貳條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、海運業、二、陸運業、三、代理業、四、其他前各項ニ關聯スル一切ノ事業

第參條 當會社ノ資本金ハ拾萬圓トス

第四條 當會社ノ公告ハ福岡市ニ於テ發行スル福岡日日新聞及九州日報ニ之ヲ掲載ス

第貳章 株 式

第五條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第六條 當會社ノ株式ハ總株數貳千株ニシテ壹株券、拾株券、五十株券ノ參種トス

第七條 當會社株式第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ期日後金百圓ニ付壹日

第拾七條 株主總會ノ決議ハ其要領及其ノ結果ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席取締役及監查役之ニ記名捺印シ當會社ニ保存ス

第四章 役 員

第拾八條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 五名以内 監查役 貳名以内

第拾九條 取締役ハ壹百株以上監查役ハ五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第貳拾條 取締役ノ任期ハ滿參ケ年監查役ノ任期滿貳ケ年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ屬スル定時株主總會ノ終結スル迄任期ヲ延長スルコトヲ得

第廿壹條 取締役ハ在任中其所有株式壹百株ヲ監查役ニ供托スベシ

第廿貳條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名、專務取締役壹名、常務取締役壹名ヲ選舉ス

但シ業務上支障ナキトキハ之ヲ置カザルコトヲ得
取締役會ニ於テ其決議ヲ以テ支配人及相談役ヲ置クコトヲ得

第廿參條 役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ招集シ之カ補

金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ支拂フベシ

第九條 當會社ノ株式ハ豫メ取締役會ノ承認ヲ得ルニアラサレバ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十條 毀損喪失等ニヨリ新株券ノ交附ヲ受ケ又ハ株式ノ名義書換ヲナサントスル株主ハ當會社所定ノ書式並ニ手續ニ從ヒ請求スルコトヲ要シ所定ノ費用ヲ支拂フベシ

第十壹條 株券ノ裏書ニ依ル株式ノ讓渡並ニ取締役會ノ承認ヲ得ザル質權ノ設定ハ之ヲ禁止ス

第十貳條 當會社ハ毎決算期最終日ノ翌日ヨリ其ノ期定時株主總會ノ終了ノ日マデ株式ノ名義書換ヲ停止ス
臨時株主總會ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其總會終了マデ亦同シ

第十參條 株主ハ其ノ住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届出ベシ其ノ變更アリタル時亦同シ

第三章 株主總會

第十四條 定時總會ハ毎年四月十月ノ兩度トシ臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ召集ス

第十五條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ若シ差支アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第十六條 株主ハ代理人ヲシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ當會社株主ニ限ル

缺選舉ヲ行フ

但シ法定ノ人員ニ缺ケサルトキハ補缺選舉ヲ行フサルコトヲ得

補缺又ハ増員ニ依リ選任セラレタル役員ノ任期ハ現任者ノ殘任期間トス

第廿四條 役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ據リ其總額ヲ定ム

第五章 計 算

第廿五條 當會社ハ毎年參月、九月ノ末日ヲ以テ決算期トス

第廿六條 總益金ヨリ營業費其ノ他ノ諸損金ヲ差引キタル殘額ニ對シ其百分ノ貳拾以上ヲ固定資産償却金トシ之ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ通り處分スルモノトス

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
- 二、別途積立金 百分ノ五以上
- 三、職員退職給與基金 百分ノ拾以上
- 四、役員賞與金 百分ノ貳拾以内
- 五、株主配當金 若 干
- 六、後期繰越金 若 干

第廿七條 當會社ノ利益配當金ハ每期營業末日ニ於ケル株主名簿現在株主ニ配當ス

配當金ハ支拂開始ノ日ヨリ起算シ參ケ年間請求セサル時ハ其ノ權利ヲ失フモノトス